

# 労務安心パック利用規約

本利用規約は、株式会社システムオリジン（以下「弊社」とします）がお客様に提供するソフトウェアサポートサービスの労務相談オプション（以下「本件サービス」とします）に関して、弊社とお客様との間の権利義務を定めるものです。お客様が本件サービスを利用するに際しては、お客様は本規約にご同意いただいたものとみなします。

## 第1条（目的）

弊社は、お客様がお使いになる弊社システムのソフトウェアサポートサービスに付帯し、その運用方法及び仕様に関する労務相談をオプションとして提供致します。労務課題とその解決方法をシームレスに繋ぐことでサポートサービスの向上を目的とします。

## 第2条（業務の詳細）

本件サービスの詳細は以下のとおりです。

### ①弊社システムに基づく労務相談

電話相談、メール相談、WEB ミーティング

### ②その他上記に関連する業務

## 第3条（実施場所）

1. 本件サービスの実施場所は、原則として弊社の事務所とします。
2. 前項にかかわらず、お客様の事業所において、弊社の従業員が本件サービスを遂行する必要がある場合、弊社は、お客様の事業所における防犯、秩序維持等に関する諸規則を弊社の従業員に遵守させるものとします。

## 第4条（対応時間）

1. 本件サービスにおける対応時間は次の通りとします。但し、祝祭日、年末年始(12月30日～1月4日)、弊社の臨時休業日は、営業しないものとします。  
月曜日～金曜日 9：00～17：30
2. 本件サービスはソフトウェアサポートサービスの営業時間外対応には含まれません。

## 第5条（対価）

1. 本件サービスの対価は甲乙間で別途協議の上定める月額制とし、サポートサービスの委託料に上乗せするものとします。
2. 支払い方法はサポートサービスの委託料に準ずるものとします。

## 第6条（実費）

1. 弊社が本件サービスを実施するために支出する費用がかかる場合、お客様へ事前に確認のうえお客

様の負担とします。

2. 前項にかかわらず、弊社が本件サービスの遂行上遠隔地へ出張するときは、交通費および宿泊費の負担について、お客様弊社別途協議の上これを定めます。

#### 第7条（資料等の提供・返還）

1. 本件サービスの実施にあたり、お客様はお客様の負担と責任において必要な設備、機械、什器、備品、仕様書、資料等（以下これらを合わせて「資料等」という。）を、弊社に対し無償にて提供するものとします。但しお客様弊社別途協議の上、別途書面にて定めがある場合はこの限りではないものとします。
2. 弊社は、お客様から提供された資料等を、本件サービス遂行に必要な範囲内で複製又は改変できるものとします。
3. 弊社は、お客様から提供された資料等（前項に基づく複製・改変物を含む）を善良な管理者の注意をもって使用及び管理するものとし、本件サービス以外の目的に使用してはならないものとします。
4. 弊社は、本件サービスが終了した場合、お客様が返却を要求した場合、又は、お客様から提供された資料等（前項に基づく複製・改変物を含む）が本件サービスの遂行上不要となった場合は、当該資料等をお客様に返却又はお客様の指示に従った方法で破棄又は処置するものとします。

#### 第8条（本件サービスに関する責任）

1. お客様は、本件サービスには、社会保険労務士業務は含まれないことを確認するものとし、弊社の責任は、本件サービスをこれらの専門家ではなく一般人の基準における適切な注意をもって実施することに限られ、かかる注意をもって実施している限り、本件サービスの内容、結果等について弊社は責任を負わないことを確認します。
2. お客様から提供された資料等につき、内容等の誤り・お客様の提供遅延などによって生じた弊社の本件サービスの作業遅滞等の結果についても、弊社はその責を免れるものとします。

#### 第9条（損害賠償）

弊社は、弊社の責に帰すべき事由による債務不履行により、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、お客様に賠償するものとし、お客様の逸失利益、付随的な損失、その他の派生的・間接的な損害については、責任を負わないものとします。また、弊社のお客様に対する損害賠償額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、弊社が過去1年間に受領した本件サービスの対価を含めたサポートサービスの対価相当額を限度とします。

#### 第10条（再委託）

1. 弊社は、本件サービスの全部又は一部を第三者へ対し再委託してはならないものとします。但し、再委託につき、お客様の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りでないものとします。
2. 前項に基づき弊社が再委託する場合には、弊社は、本条に定める弊社の義務と同等の義務を再委託先に課し、再委託先がかかる義務に違反した場合には弊社がその責任を負うものとします。

#### 第11条（提供期間）

本件サービスの提供期間は、弊社がお客様に提供するソフトウェアサポートサービスの提供期間に準じるものとします。但し、お客様は、本件サービスの利用開始から1年間経過後は、1ヶ月前の申し出により本件サービス部分をいつでも解約できるものとします。

#### 第12条（本利用規約の改変）

弊社は、お客様に1カ月前に通知の上で本利用規約をいつでも改変できるものとし、お客様は、本利用規約の改変後に本件サービスを利用することをもって、当該改変に承諾したものとみなすものとします。

以上